

## 令和2年度 第1回福岡市屋台選定委員会 議事録

### 1 日時・場所

令和2年10月21日(水) 13:30~14:45

アクロス福岡7階 大会議室

### 2 出席者

(委員) 森田委員長、八尋副委員長、乙津委員、笹山委員、田中委員、堤田委員、南原委員、松尾委員、于委員

(事務局) 経済観光文化局 天本局長

吉田理事

堀国際経済・コンテンツ部長

横島まつり振興課課長(屋台の魅力向上担当)

井上にぎわい振興係長、森園

保健福祉局

宮尾食品安全推進課長

道路下水道局

西村路政課長

博多区

野口維持管理課長

中央区

久保生活環境課長

### 3 議題

- (1) 会議の公開について
- (2) 屋台施策の状況について
- (3) 次回公募について
  - ① 守秘義務等について
  - ② 募集場所
  - ③ 募集方法
  - ④ 審査方法
  - ⑤ スケジュール

### 4 議事

(事務局)

皆さまお疲れ様でございます。

委員の皆さまにおかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、皆さまご存じのとおり、コロナ禍によって多くの業種が甚大な影響を受けており、特に飲食業におきましては、3密回避の営業形態となり、厳しい営業状況とな

っております。

屋台におきましても、利用者の減少により、コロナ禍以前と比べると賑わいが減少している状況となっております。

一方で、これからは、with コロナの考えのもと、新型コロナ感染対策と社会経済活動の両立を図っていくことが重要となっております。国、県、市において、感染対策の徹底を前提とした様々な支援策が進められているところでございます。

屋台におきましても、感染対策と経済活動の両立により、まちに賑わいを取り戻すことが大事であると考えております。

本日は、次回公募を中心にご議論いただきたくこととなりますが、ぜひご意見、ご提案を賜りますようよろしくお願いいたします。

### **(1) 会議の公開について**

(委員長)

本日はよろしくお願いいたします。それでは、次第に沿って議事を進行いたします。

議事の「(1) 会議の公開について」ですが、本日の議事はいずれも個人情報を含んだ議題にならないと思われまますので、全て公開で進行したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

はい、ありがとうございます。それでは、本日の会議は全て公開で進めます。

### **(2) 屋台施策の状況について**

(委員長)

続きまして、議事の「(2) 屋台施策の状況について」です。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局を担当しております、まつり振興課 屋台の魅力向上担当課長の横島と申します。本日はよろしくお願いいたします。

では、座って説明させていただきます。

それでは、資料1「屋台施策の状況について」ご説明いたします。前回の屋台選定委員会のご意見を踏まえ、屋台全体の情報も踏まえてお示ししております。

まず、資料左上の「1 屋台軒数の推移」をご覧ください。

屋台軒数につきましては、本年10月1日現在、全体で102軒、そのうち公募屋台が26軒となっております。次の資料に、屋台全体の営業場所を示した「福岡博多屋台マップ」を添付しておりますので、ご参照ください。

続きまして、「2 文書指導件数の推移」をご覧ください。資料をお戻りいただきたいと思います。

占用時間外の占用や、清掃不徹底など、屋台営業のルールに違反した場合に行われる文書指導ですが、令和元年度は公募屋台 6 件、既存屋台 7 件で合計 13 件、今年度は既存屋台 2 件となっております。

続きまして、「3 キャッシュレス決済・イベントへの屋台出店」をご覧ください。キャッシュレス決済を導入している屋台につきましては、全体で 102 軒中 38 軒、うち公募屋台で 26 軒中 19 軒が導入している状況となっております。

次にその下のイベントへの屋台出店でございますが、昨年は 2 回のイベントに対しまして出店をしております、合計で公募屋台 5 軒が出店している状況でございます。

続きまして、資料右側の「4 新型コロナウイルスの影響等」をご覧ください。

まず、「(1) 営業屋台軒数の推移」についてですが、グラフで赤線と赤線で挟まれた部分、県の緊急事態宣言が発令されている期間は、営業屋台は減少し、4 月 17 日から 5 月 14 日の間は 0 軒となりました。

宣言解除以降は、右肩上がりで営業屋台軒数は増加し、その後、梅雨入りなどもあり天気によって左右される面はございますが、週末で 70 軒近く営業している状況となっております。なお、宣言解除後に 1 度でも営業をした屋台軒数は全体の約 9 割となっております。

次に、「(2) 市の主な支援策」についてですが、一般飲食店と同様に屋台に対しても家賃相当分とみなされる道路占用料、屋台保管場所駐車場代等の 8 割を支援する家賃支援金を支給しております。

次に「(3) 屋台事業者の感染防止策」についてですが、天神と博多の屋台組合が、座席数の減少などを定めたガイドラインを作成し、組合員に周知を行い、組合員ごとに新型コロナウイルス感染防止策に取り組んでおります。

資料 1 の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(委員長)

はい。屋台の施策の状況について、このことにつきましては、何か決定する内容ではございませんが、何かご意見ご質問ありませんでしょうか。

(委員)

「4 新型コロナウイルスの影響等」についてなのですが、週末は割りと人が入ってくると。私も何軒かお店を回ったり、屋台を回ったりしたのですが、やはり平日はガラガラだということが多くありますので、そういったところの実態調査であったり、実際に屋台の方々にどういったところが困っているのかなどの調査などは行っているのでしょうか。

(事務局)

今、コロナ禍の屋台事業者の営業状況等の状況確認についてのお尋ねかと思いますが、日頃より屋台につきましては巡回指導を行っております、屋台営業軒数などにつきましては、各区が中心になって状況を把握しているところでございます。

また、お客さんの入りなど営業状況につきましては、適宜、屋台営業者等にヒアリングを行い、確認している状況でございます。

そういった観点から少しご説明させていただきますと、お客さんの状況につきましては現在、平日においてはコロナ禍前の3割から5割程度、週末で5割から7割程度と伺っております。

以上でございます。

(委員)

中には、やはり今後の営業の水準が戻るのがいつになるのかという見通しが全く見えない、営業だけでなくご自身の生活の不安を抱えて、それでもやはり屋台しかないということで、頑張っている方々が多いので、福岡市としてもできる限りの支援をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

ほかにご意見、ご質問ないでしょうか。

(委員)

4の(2)です。屋台に対する支援金ですけど、金額的にはどのくらいされたのか教えてください。

(事務局)

4の(2)コロナウイルスの支援策の中の家賃支援金の支給状況というところかと思えます。

これにつきましては、第1期と第2期がございまして、第1期は30日間分の80%、第2期は25日分の80%を支給しております。1期の方で申し上げますと、基本的にはほとんどの屋台営業者が申請しております、支給額は平均で1軒あたり4万6千円程度となっております。2期につきましては、日割りになっておりますので、1軒あたり約3万6千円となっております。

以上でございます。

(委員)

結構です。

(委員長)

よろしいでしょうか。

では、議事2「屋台施策の状況について」は以上とします。

### (3) 次回公募について

#### ① 守秘義務等について

(委員長)

次の議事に移ります。議事3「次回公募について」です。

議事3は①から⑤までありますので、1つずつ説明し、議論をしていただくことに

します。

まず「① 守秘義務等について」です。

公募では選定委員会が審査を行うこととなりますが、そこで職務上得た情報を漏らす、あるいは審査される側と審査する側が接触するようなことがあれば、審査の公平性を欠くことになりかねません。

従いまして、審査する側である私たち屋台選定委員が、職務上得た情報を漏らさないこと、また、審査される側である公募への応募者と接触しないことを、今からお配りします宣誓書によって表明していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。  
—委員から異議なし—

ありがとうございます。

それでは皆さま、今から事務局が宣誓書を配りますので、宣誓書への署名をお願いいたします。

なお、同じく審査する側である事務局職員については、既に宣誓書に署名していただいております。

では、宣誓書の記入をよろしくお願いします。

## ② 募集場所

(委員長)

それでは議事に移りたいと思います。

「② 募集場所」についてです。②につきまして事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは資料2「次回公募について（募集場所）」についてご説明いたします。

まず、左上の屋台数の推移をご覧いただきたいと思います。

前回の屋台公募前後と、現在の屋台軒数について、全体と公募のみで分けて表記しております。全体の軒数につきましては、グレーの白抜きの数字になりますが、前回公募前に100軒あった屋台は3軒の廃業、9軒の公募による営業開始により、前回公募後には106軒となり、その後4軒の廃業があったため、現在は102軒となっております。

なお、廃業理由につきましては、「体調不良等」「育児専念」、「公募への応募」となっております。

また、公募屋台の軒数につきましては、ブルーの白抜きになりますが、前回公募前に20軒あった公募屋台は、1軒の廃業、9軒の公募による営業開始により、28軒となり、その後、2軒の廃業があったため、現在は26軒となっております。

続きまして「1 募集場所の考え方」についてですが、条例及び規則において、「屋台が連なり定着している場所」、「条例等の基準を満たし、環境整備ができる場所」、「地域に理解され、道路交通の問題が少ない場所」となっており、前回公募と同様にそれらに基づいて募集場所を選定しております。

続きまして、「2 募集場所数」についてですが、先ほどの募集場所の考え方に基  
づき 10 区画を募集したいと考えております。具体的な場所につきましては、資料の  
右側「3 募集場所」の地図をご覧ください。10 区画の内訳についてですが、上の表  
になります。

前回公募以降に廃業した場所が天神西地区 3 区画、天神東地区 2 区画、次に下の表  
になりますが、前回公募で希望者がいなかった場所が長浜地区 5 区画で、それぞれオ  
レンジ色の丸、赤色の丸で表記しております。

各地区の個別の場所につきましては、次のページの資料、別紙 2 ですが募集場所詳  
細図をご参照ください。

なお、黒色の丸が現在屋台が営業している区画で、赤色の丸が今回募集する区画と  
なっております。

資料 2 の説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(委員長)

それでは以上の説明につきましてなにかご意見、ご質問はありますか。

(委員)

募集場所詳細図の中で「C 長浜地区」ですが、5 区画の募集となっておりますが、  
今、現在多分長浜地区で営業しているのは 2 店舗。そして 2 店舗が休業しているんで  
すね。

これを見ると休業しているところが黒くなっているように見えるのですが、これは  
休業しているところが場所はそのまますと残っているということでしょうか。

(事務局)

廃業するまでは、その区画は休業者の区画の場所ということになります。

(委員)

それからこのグループ応募ということは、グループ募集で 3 店舗は 1 グループとし  
て応募して良いということになるのでしょうか。

(事務局)

すみません、グループ募集場所につきましては、後ほど説明させていただいてもよ  
ろしいでしょうか。

(委員)

募集の数について少し確認させていただきたいのですが、屋台数全体で前回公募後  
が 106 軒で、そこから 4 軒減って 102 軒になっているところで、例えば前回募  
集したけど応募がなかった長浜の部分はさておきですけど、それ以外で 5 区画という  
ところですね。4 軒減っていますが、5 軒を公募で追加で求めますよという、そのあ  
たりの数の設定の仕方の考え方を確認させていただきたいなと思います。

(事務局)

数の設定ですが、前回の公募前に 100 軒ございまして、そのときに 14 軒を募集しております。トータル前回公募では、全部入りますと 114 軒になるところでございました。

1 番右側、現状 102 軒となっておりますが、今回 10 軒の募集ですので、前回 114 軒だったものが、今回 112 軒となっております。

では何故 2 軒減ったのかですが、その点につきましては、募集場所の考え方の 2 つ目のところですが、「条例等の基準を満たし環境整備ができる場所」と、1 つ目の「屋台が連なり定着している場所」という条件が 2 軒につきましては満たすことができなかったもので、今回 10 軒の募集となっているところでございます。

(委員)

ありがとうございます。

全体で何軒を維持するかそういった総枠の話ではなくて、そのような募集場所の考え方に則って募集できる箇所を積み上げると今回 5 区画になったという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりでございます。

(委員長)

よろしいでしょうか。

ほかにご質問等はないようですので、募集場所は資料 2 に記載されているとおりでよろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。

### ③ 募集方法

(委員長)

では、続きまして「③ 募集方法」についてです。事務局から説明をお願いします。資料 3 です。

(事務局)

資料 3 「次回公募について (募集方法)」についてご説明いたします。

資料全体ですが、赤色の下線を引いている部分以外は前回公募と同様の内容となっております。

まず、資料左側の「1 募集方法」をご覧ください。

1 つ目の丸の「地区ごとの募集」についてですが、今回は天神西地区、天神東地区、長浜地区の 3 つの地区で募集し、地区ごとに成績上位者から具体的な区画を選択していただくこととしています。

次に 2 つ目の丸の「複数地区への応募」についてですが、最大 2 地区まで希望できることとしたいと考えております。これによりまして、全体の中でより優秀な応募者

を営業候補者として選定することができることとなります。

次に、3つ目の「グループ応募」についてですが、先ほども委員の方からご質問がありました。長浜地区につきましては3区画連続する募集場所があることを踏まえ、その連続する3区画をグループ募集場所とし、3名1組又は2名1組でのグループ応募に取り組むたいと考えております。

また、グループ募集場所につきましては、個人応募よりグループ応募を優先して選定することとしております。

グループ応募のメリットといたしましては、個人応募に優先して選考される。2つ目、複数で隣接してチャレンジできることから、個人応募に比べ、新しく取り組むことに対する不安が解消される。3つ目、複数で隣接して営業することにより、相互で連携した企画をすることができ、営業面における相乗効果が期待できるなどがあると考えられます。

なお、グループ応募がなかった場合につきましては、当該場所は個人応募の募集場所として取り扱います。

続きまして、資料右側の「2 応募資格」をご覧ください。

基本的には満18歳以上の個人など前回公募と同様の内容ですが、赤線を引いている部分、市税等に関して新型コロナの影響により徴収猶予を受けた方については、応募資格有りとしております。

最後に「3 提出書類」についてですが、前回公募と同様の内容になっており、応募時には申請書及び応募資格を確認する書類を、2次審査前には営業計画書等を求めることとしております。

先ほど委員がおっしゃった部分ですが、グループ応募につきましては、3区画を1人で営業する訳ではなく、あくまでも1区画1人が営業者となるのですが、優先して横並びで営業ができるといった内容でございます。

資料3の説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

(委員長)

はい。では、募集方法につきまして、何かご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

(委員)

再度確認なのですが、長浜地区3区画がグループ応募ができるということですが、要は3区画だけど、一緒に応募できるけど、1区画に1人事業者が必ずいないといけないということなのでしょうか。例えば営業するときは事業者が出ていないといけませんよね。それが3区画連なって営業すれば、もし仮にグループ募集できて、長浜の3店舗グループで店舗を屋台ができたとする、それぞれの1区画ずつに事業者が必ず出ていないといけない、それとも3区画でどなたか1人が出ていればいいのかと、

その辺はどうかのでしょうか。

(事務局)

今のお話ですが、3区画それぞれに業者が出ていないといけないことになっております。

(委員)

前回は前々回もお尋ねしたのですが、長浜地区は応募がないんですよ。

現状を申し上げますと、4店舗あって、そのうち2店舗が休業していて、全部営業していても2店舗しかない。

募集場所の考え方、屋台が連なり定着している場所としてすら現状としてはなくなりつつあって、そのような中で、天神地区とか或いは中洲地区と売上、いわゆるお客さんの数が圧倒的に少ないんです。なんとか長浜地区については、何かほかとは違う条件を緩和していただくとか、色々難しいところはあるのでしょうか、占用料を減免するとか、或いは面積を少し広げるとか、そのようなことがないと、もう手も上がらない現状なんですよ。なので、前々からずっとお願いしてきたところですが、そのような中で唯一少しほかの地区と違って有利なところはグループ応募ぐらいなんです。

これではなかなか、もうこのままいくと長浜から屋台がなくなってしまうのではなにかというぐらいの状況なので、もう少し、募集について或いは営業の仕方についてほかの地区にはないところを作っていたらいいなということを毎回お尋ねしてきたのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

長浜の屋台の関係ですが、前回の屋台選定委員会におきましても、委員の方から長浜については何か取組が必要ではないかというご意見があったかと思っております。

そういったご意見もありましたので、事務局としましても地域の意見や実際に長浜で営業されている業者の方にお話を伺う等しております。

地域の意見としましては、屋台にあまり関心がないといった状況が見受けられた状況で、また、業者につきましては厳しい状況ではありますが、長浜でもいいからやりたいという人がいると、次回公募を是非進めてもらいたいというご意見を頂戴いたしました。

そのようなこともありまして、屋台は地域との共生の上で成り立つものでございまして、条例の制定の経緯も踏まえまして、地域の要望が重要でございまして、今のところ、強い要望がない中で現行のルールを大きく変更して特定の地区を優遇する施策を行うことや、経済活動に行政が介入することは、ほかの屋台や固定店舗との公平性や市場原理の観点から困難なところが多いかと考えています。

ただ、長浜地区につきましては、現屋台業者から、先ほども申し上げましたとお引き続き公募を望む声がございますので、公募をするとともに、公募の中で工夫を

して参りたいと考えております。

前回の屋台公募の中でも取り組みましたが、グループ応募や補欠候補者制度に取り組みとともに公募の広報についてしっかり取り組んで参りたいと考えております。

(委員)

前回から全然進んでいないのだと思うのですが、もともと長浜の屋台は場所が移ったのですが、移る前は非常に賑わっていて、その分地域からは嫌われています。一刻も早くどこかに行ってくれと、なくなって欲しいという苦情があったんです。

ですが、それが観光資源ということで残していく、公募をするという流れになって、場所を移って、綺麗に整備していただいて、ところが今実際営業しているのを見ると、先日、10月の8日に行ったときは1軒も出ていませんでした。0軒です。

これでは成り立ちませんよ。そもそも無くす方向であれば致し方ないのですが、そうではなくて観光資源としてしっかり屋台を残していくということで公募の制度が始まって、そうであれば、家賃というか占用料だとかいろんなもので、そもそも中洲地区と天神地区と長浜地区が同じということ自体がむしろ不公平であると思いますので、これ以上言いませんが、是非その辺をしっかりと考えていただいて、逆に残すということであれば、今の状態でやっても手は挙がらないと、もうお客さんもいませんし、そもそも密になっていないんですよ。お客さんいないので。

その辺を考えていただいて、どういったことが公平かということも含めて抜本的なところで取り組み方を考えないと長浜地区の屋台はこのままではなくなってしまいますので、その辺をしっかりと考えていただきたいと思います。

以上でございます。

(委員長)

はい。ありがとうございます。そのほかにございますでしょうか。

(委員)

委員が言われたように長浜ですよ、一番問題になっているのは。

行政の方からの答弁の中で、長浜地区で屋台をしたいと言われている件数が2件くらいあるのでしょうか。

(事務局)

実際に何人がそうおっしゃっているかのニーズまでは確認しておりませんが、屋台営業者からの声と、あと事務局の方に長浜の屋台希望という電話が1件ございました。

(委員)

いや、その2件なのですが、2件かどうか分からないのですが、何があっても長浜でしたいと言われているのか、例えばほかの場所がありますと、だからそっち側でできるのであれば、そっちでも結構ですよと言われる可能性はないのでしょうか。

(事務局)

その辺りの意向までは確認ができていない状況でございます。

(委員)

多分、何があっても長浜でしたいと言われるのであれば、それはそれで結構なのですが、やはり営業していく上で、ある程度収入がなければやっていけない。そうであれば、今すぐどうのという訳ではないのですが、将来的には委員が言っていたように、長浜はもう一度きちんと考え直さないといけないのではないかとこの時期にそろそろ近づいているのではないかと思います。

そのものを天神なり中洲なりにあの辺りに少し増やして、そちら側に持って行ってやるというようにしてあげた方が、行政も色んな知恵を絞ってやっておられるのですが、なかなか絶対的にこれという妙案はないですね。だからそのようなことも少し考えの中に入れておいていただいた方が良いのではないかと思いますけど。

(事務局)

ご貴重な意見をいただきましたので、そのような意見を踏まえて、今後検討して参りたいと思います。

(委員)

以上です。

(委員)

私たちの若いときは、中洲に行ったあとは長浜でした。本当に良い長浜ラーメンという屋台でしたが、だんだんと長浜が廃れてきて、今は長浜の屋台が固定店舗にどんどん流れていっています。

だいたい長浜に行く人の人数というか、人口は、どれくらいになるのでしょうか。そこまで把握しているのでしょうか。

それで多いなら、長浜は残さないといけないと思いますが、委員が言うように、長浜は抜本的に考えた方が私は良いのではないだろうかと思いますよ。

長浜は、あのときの私たちの時代は、あそこの公衆便所のところにはずらっと屋台があって、汚水の臭いもある中でラーメンを食べても「美味しいね。」と言っていた時代ですが、時代が変わって移転して固定店舗に入ったのですから、そのような人達が何を言っているのかですよ。屋台を残したいという気持ちがあるのか分からない。そのような気持ちを私は考えているんです。

ですが、そこまで苦勞して長浜を残さないといけないのでしょうか。観光と言うわりには、長浜と言えば常連という若いときのイメージが私たちには強いです。屋台を残したい気持ちは十分分かっていますが、もう人口的に少ないですよ。私たちが中洲で飲んでから、「じゃあ長浜にラーメン食いに行くぞ。」と若者を連れてワーッと行っていた時代と今は全然違いますよ。今は行きませんよ。

長浜の屋台の周りにはどれだけの人が集まっているのでしょうか。

(事務局)

申し訳ありません。具体的な数までは把握しておりません。

(委員)

そういったことを把握しながら、中洲に行ってから屋台に行こうかという時代なら良いですが、人口も少なくなっていて、なかなかそこまでは。そして新型コロナウイルスによって、さらに人が少なくなってきたので、結局なおさら屋台に行かなくなってきた、さあどうしようかとなっても、なかなかこれは解決が付かないのではないだろうかと思いますよ。

(副委員長)

この選定委員会は屋台をよりよい福岡市にあって選定するのが1つあると思いますので、そこでそのような役割を担っていると思います。

もう1つはやはりデータをもう少しきちんと取ってみてはどうかと思います。

長浜周辺がどう変わったか、人の流れがどう変わったか、それから自治会がどう考えるようになったか、長浜の屋台の組合が今後どうしていこうとしているのかなど、そのような意見やデータが揃った上で、選定委員会でやるのか、それとももっと上の都市計画やまちづくりの分野で議論いただくのか、その辺を事務局で考えていただいてはどうかと思うのですが。

(事務局)

今後のこの議論の進め方につきましては今日の意見を踏まえまして事務局の方で対応して参りたいと考えています。

以上でございます。

(委員長)

少し私から良いでしょうか。

選定委員会の所掌事務になるのか、まちづくりといった総合計画的なものになるのか、その辺の仕組みはどうなっていますか。

(事務局)

長浜をどうするかというご議論につきましては、選定委員会の場ではなくて議会などそういったところでのご議論になろうかと思います。ただ、この場は選定委員会で公募の議論をしていただく場所でございますので、公募に関することのうちの長浜につきましては、この場でもご議論いただくことかと思えます。

以上でございます。

(委員長)

では、議会など是非検討できる場所に対して、選定委員会での意見を言っていたらけると良いと思います。お願いします。

ほかにはありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

募集の方法につきましては、記載されている内容で行うことでよろしいでしょうか。  
—委員から異議なし—

はい、ありがとうございます。

#### ④ 審査方法

(委員長)

続きまして④の審査方法について事務局から説明いたします。

(事務局)

それでは資料4「次回公募について（審査方法）」についてご説明いたします。

まず資料左上の審査イメージ図をご覧ください。基本的には前回公募と同様の内容となっております。

審査の流れといたしましては、まず事務局で資格審査を行った上で、1次審査として筆記試験を行い、1次審査通過者を対象に2次審査として書類審査と面接審査を行いたいと考えております。筆記試験につきましては、審査イメージ図の下の米印にありますように外国人がよりチャレンジしやすくなるようにという選定委員会のご意見を踏まえ、今回から筆記試験の問題にふりがなを付記することとしております。

次にその下の1つ目の丸、「審査部会」についてですが、これまでと同様に書類審査と面接審査を予定していることから審査部会を1つ設置し、6名の委員で組織したいと考えております。

次に2つ目の丸「1次審査（筆記試験）の合否ボーダーライン」についてですが、前回公募の選定委員会におきまして、選定業務の効率化や合否ボーダーラインの事前設定についてご意見があったことを踏まえ、今回から合否ボーダーラインを事前に設定したいと考えております。

事務局案としましては、前回公募の実績を踏まえ、応募者の平均点の8割以上、かつ募集人数の1.5倍までとしております。

応募者の平均点の8割以上としているのは、前回公募のボーダーラインが応募者の平均点の8割以上となったためであり、また、平均点を基準とすることで試験問題の難易度などの変動要素に対応できるものと考えております。

また、募集人数の1.5倍までとしているのは、2次審査の書類審査及び面接審査における審査部会委員の負担が過度とにならないようにするためでございます。

続きまして、資料右側の審査項目の表をご覧ください。

上の表は1次審査の審査項目や配点を示した表ですが、屋台営業の基本的な知識である関係法令遵守について配点が80点、屋台の魅力等向上のための創意工夫について配点が20点の100点満点となっております。

次に、その下の表が2次審査の審査項目となっており、大きな審査項目としましては、関係法令遵守、屋台の魅力等向上のための創意工夫、地域貢献、総合評価により構成されております。

前回公募からの変更点としましては、「新型コロナウイルス感染対策」の内容を新たに設けております。

最後に、一番下の表がグループ応募についての項目となっており、グループ応募においては、2次審査で個人応募とは別にグループならではの取組を審査項目としております。

資料4の説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

(委員長)

ありがとうございます。

では、まず審査部会について決めたいと思いますが、昨年度の審査部会では、市議会議員の委員の皆さまは、市政全般に係る知識をお持ちですので、面接などの個別の審査ではなく、選定委員会の場合において全般的、総合的な評価をいただいていた。

同様に、南原委員におかれましても、福岡市食品衛生協会会長であり、また市議会議員でもいらっしゃることから、個別の審査ではなく、全般的、総合的な評価をいただいていた。

今回におきましても同様に、審査部会については市議会議員の皆さま以外の6名で構成したいと考えておりますが、このことにつきまして何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。

それと、福岡市屋台選定委員会運営要領において、審査部会の部会長、副部会長については、部会委員の互選によるとされておりますので、後日行われる最初の審査部会で議論いただければと思います。

よろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

それでは、審査方法につきまして、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

(委員)

この審査方法は今までのやり方で、唯一新型コロナウイルスの感染対策が入ったということですよ。

あとは今までどおりですよ。

(事務局)

これまでと異なる点で申し上げますと、今言われた新型コロナウイルス感染対策に関する項目が入ったことと、左側に赤いアンダーラインを引いておりますが、筆記試験問題にふりがなを付記すること、あと、今回1次審査の合否ボーダーラインを事前に決定していただくことが前回と異なる点になっております。

(委員)

この審査方法で今までに特別何か問題があったとかそのようなことはあるのです。

ようか。

(委員)

私は聞いておりませんが、1次試験については、非常に細かい中身まで聞いて、ここまで屋台の人たちは勉強するかなと思ったのですが、意外と満点に近いような方が出て、よく勉強してトライされているなと思いました。

平均点の8割以上、かつ募集人数の1.5倍までというのは非常に妥当な数字ではないかと考えておりました。

(委員)

今お答えいただいたとおり、そうであれば、これは今までのやり方どおり、私は結構だろうと思います。

(委員長)

ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、ご質問等ありませんので、審査方法は資料4に記載されているとおりでよろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

はい、ありがとうございます。

## ⑤ スケジュール

(委員長)

最後に⑤のスケジュール、資料5について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは資料5「次回公募について(スケジュール)」についてご説明いたします。

主なところで申し上げますと、左上の表のところになりますが、令和2年10月から募集を開始し、令和2年12月から令和3年3月にかけて選考を行い、令和3年8月から順次新しい公募屋台が営業を開始することで考えております。

その他のスケジュールにつきましては、下の表のとおりでございます。

なお、募集期間、計画書作成期間につきましては、前回公募時より1週間程度長く設定することとしております。

最後に資料右上の「第3回公募屋台の更新スケジュール」をご覧ください。

今回の公募で屋台営業者となられた方につきましては、令和3年8月から9月の間で営業を開始することになります。その後、約3年後の令和6年3月末と約5年後の令和8年3月末に更新審査を経た場合には、営業開始から約10年後の令和13年3月末まで営業できることとなっております。

資料の説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

(委員長)

はい、スケジュールにつきまして何かご質問、ご意見ありませんでしょうか。

(委員)

令和3年8月から9月30日、この間で営業開始で、令和6年3月までということ  
は、この間が2年半ぐらいになって、次が2年更新になっているのですが、これは何  
故でしょうか。

(事務局)

条例、規則の中で更新の期間、最大の営業期間を定めておきまして、それに基づい  
てこの期間となっております。

以上でございます。

(委員)

要するに、2年半と2年と、令和3年3月に更新したところは2年半だと思うので  
すが、更新の2回目は2年間になっているのですが、この違いは何故でしょうか。

(事務局)

大変失礼いたしました。

通算期間の許可の期間につきましては、最初は3年以内となっております、その  
後は2年、5年と条例、規則で規定されているところでございます。

(委員)

はい、分かりました。

(委員長)

ほかにスケジュールにつきましてご意見ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にご質問等がないようですので、スケジュールは資料5に記載されているとお  
りでよろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

では、資料に記載されているとおりといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して何かご意見又はご質問はありますでし  
ょうか。

(委員)

屋台の現状なのですが、色々な苦情などそのようなものはほとんど出てきてい  
ないのでしょうか。

(事務局)

最近におきましては、コロナの関係で営業も少なかったもので、事務局は特に苦情  
を受けていない状況でございます。

(委員)

私が少し聞いているのは、中洲的那珂川沿いで営業されている方で、トラックをそ  
のまま際に持って来てずっと置きっぱなしであったのが、未だに起こっていると聞い

ているんですよね。是非その辺りも注意していただいて、せっかく屋台を一生懸命やっておられる方もいるので、地域に本当に愛される屋台でないといけないと思うので、その辺りは行政の方でしっかりバックアップしていただきたいと思います。

私たちは小さい頃から屋台を知っていますからね。その頃は本当にむちゃくちゃですからね。そのことはやはり中洲町連合会の定例会でも出てきますよ。「あんなつまらん。」と、「酷い。」と。ましてや私は中学校の頃から行っていましたから、知っていますけど。

やはり本当に観光客のためだけではなくて、本当に市民にも愛される屋台を目指してやっていただかないと、市民の共感は本当には得られないのではないかなと思って、その辺りはしっかりと行政の方としても今後も続けていくのであれば、バックアップしていただきたいなと思います。

(委員)

屋台の存続の方向というか、在り方について何点かお伺いしたいと思っているのですが、最初の資料2のところでは屋台数の推移を見ていると、廃業理由の主なもので「体調不良等」で5軒あるのですが、その中で前回公募された屋台が2軒廃業していることもありまして、短期間で撤退せざるを得ない理由と、また、廃業された中には市の方から営業許可の取消や更新されなかったとかそういったものが含まれているのかどうかも教えていただけないでしょうか。

(事務局)

廃業の状況ですが、廃業の中には市の方から廃業させた屋台はございません。

以上でございます。

(委員)

短期間で撤退せざるを得ない理由とか、具体的に書いてはいないけど、そういったご意見とか聞いていれば教えていただきたいと思います。

(事務局)

大変失礼いたしました。

短期的な廃業につきましては、1つありますのは、廃業理由の中に書いておりますが、育児専念という状況がございまして、実は前回の公募で開始された方が、その後に出産されて、当初は出産後にまた屋台に戻るお考えで進められていたようですが、いざそのような状況になったときには難しかったということで、その方は少し短期間だったのかと思っております。

以上でございます。

(委員長)

ほかにございますか。

ないようですので、これで議題は以上ですので、本日の選定委員会は以上といたします。ご協力ありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

委員長、議事進行ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして、選定委員会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご審議いただき、誠にありがとうございました。